

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

(令和八年八月七日)

(厚生労働省告示第三百七号)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和九年一月一日から適用する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品とする。

- 一 一般用黄体形成ホルモンキット
- 二 一般用SARSコロナウイルス抗原キット
- 三 一般用SARSコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キット